

向日市留守家庭児童会育成事業運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第6号。以下「基準条例」という。）第14条の規定に基づき、留守家庭児童会育成事業（以下「事業」という。）を行う向日市留守家庭児童会（以下「児童会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 留守家庭児童会育成事業 基準条例第1条の放課後児童健全育成事業をいう。
- (2) 指導員（嘱託指導員を含む。） 基準条例第10条第1項の放課後児童支援員をいう。
- (3) 臨時指導員 基準条例第10条第2項の補助員をいう。

(事業の目的及び運営の方針)

第3条 事業は、向日市内に在住する小学校に就学している児童のうち、両親の共働きその他の理由により、放課後等家庭で保育に欠けると向日市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める児童を健やかに育成することを目的とする。

(対象児童)

第4条 この事業の対象となる児童は、向日市内に在住する小学校に就学している1年生から4年生までの児童（以下「児童」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 児童の両親が、昼間家庭の外で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするのが常であるため、その児童の保育が困難であり、かつ、同居の親族その他の者が児童の保育に当たることができない場合
- (2) 両親のいずれかが死亡、行方不明その他の理由により、欠けている家庭であって、かつ、同居の親族その他の者が児童の保育に当たることができない場合
- (3) 両親のいずれかが病気入院、通院若しくは家族の介護、看護又は母親の出産のため、児童の保育をすることができず、かつ、同居の親族その他の者が児童の保育に当たることができない場合
- (4) その他教育委員会が必要と認めた場合

(対象児童の制限)

第5条 前条の規定に該当する児童であっても、次の各号のいずれかに該当するものは、事業の対象としないものとする。

- (1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止中の児童
- (2) 集団生活又は心身が虚弱なため事業に堪えないと認められる児童

- (3) 保育を行うに当たり支障があると教育委員会が認める場合
(設置場所及び名称)

第6条 この事業を実施する場所及び名称は、別表第1のとおりとする。

(利用日及び利用時間)

第7条 児童会を利用することができる日は、次の各号に掲げる日を除いた日とする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 8月15日の前後において教育委員会が指定する5日間以内の日
- (3) 12月29日から翌年1月4日まで
- (4) 3月30日の前後において教育委員会が指定する2日間

2 児童会を利用することができる時間は、次の各号に掲げる日ごとに当該各号に定める時間とする。

(1) 平 日 下校時から午後6時まで。ただし、向日市立学校の管理運営に関する規則(昭和58年教育委員会規則第1号)第3条第1項第4号から第7号までに規定する休業日(前項第2号から第4号までに掲げる日を除き、同条第2項の規定により休業日に変更された場合は、当該変更された後の休業日とする。)並びに同条第1項第8号に規定する休業日並びに同条第3項の規定により授業日を休業日とされた日(以下「夏季休業日等」という。)は、午前8時30分から午後6時まで

(2) 土曜日 午前8時30分から午後6時まで

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、利用日及び利用時間を変更することができる。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第8条 児童会に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	員数	職務の内容
指導員(嘱託指導員を含む。以下「指導員」という。)	支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、臨時指導員をもってこれに代えることができる。	文化活動、体育、レクリエーション活動、遊び等を通じて生活指導に努めるものとする。
臨時指導員	1人以上置くことができる。	

2 指導員及び臨時指導員(以下「指導員等」という。)は、基準条例第10条の規定に基づくものであって、教育委員会が適当であると認めるものの中から、教育委員会が採用する。

(支援の内容)

第9条 児童会における支援の内容は、入会中の児童(以下「入会児童」という。)につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図るものとする。

(利用定員)

第10条 児童会の利用定員は、基準条例第9条第2項及び第10条第4項の規定により別に定めるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、市域全体とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第12条 入会児童及びその保護者は、事業の利用に当たって、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 利用中に健康状態及び心身の状況を把握し、病気、けが等の場合は、速やかに保護者に連絡し、状況によっては、利用を中止する場合があること。

(2) 支援提供上、他の入会児童に迷惑となる行為等が見られた場合、利用を中止する場合があること。

(緊急時等における対応方法)

第13条 指導員等は、事業の実施中に、緊急事態等が生じたときは、速やかに教育委員会等に連絡する等の措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に対する計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めるものとする。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 指導員等は、入会児童に対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10各号に掲げる行為その他当該入会児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(入会申請)

第16条 児童会に入会を希望する対象児童の保護者(第21条に規定する夏季休業日のみ入会を希望する場合を除く。)は、留守家庭児童会入会申請書及び就労・医師証明書等を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは入会の可否を決定し、留守家庭児童会入会決定通知書又は留守家庭児童会入会不承認通知書を保護者に交付するものとする。

(退会)

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、児童会を退会しなければならない。

(1) 第4条各号のいずれにも該当しなくなったとき。

(2) 特別の理由なくして協力金を納めないとき。

(3) 入会児童の休会の期間が、引き続き2か月を超えたとき。

(4) 入会児童の休会の期間が、留守家庭児童会休会届を提出せずに2週間を超えたとき。

2 教育委員会は、前項各号の規定に該当すると認めたときは、留守家庭児童会退会通知書を当該入会児童の保護者に交付するものとする。

3 入会児童の保護者は、当該入会児童が児童会を退会するときは、留守家庭児童会退会届を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(休会)

第18条 入会児童の保護者は、引き続き2週間以上児童会を休会するときは、留守家庭児童会休会届を休会する前日までに提出しなければならない。

(延長利用)

第19条 第7条第2項第1号の規定にかかわらず、保護者の就労時間、通勤時間その他の事情を考慮して、教育委員会が必要と認めたときは、午後7時まで延長して利用することができる。

(延長利用の申請)

第20条 前条の規定に基づき、児童会の延長利用を希望する入会児童の保護者は、留守家庭児童会延長利用申請書を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるものについて延長利用を決定し、留守家庭児童会延長利用決定通知書を当該入会児童の保護者に交付するものとする。

(夏季休業日の利用)

第21条 向日市立学校の管理運営に関する規則第3条第1項第5号に規定する夏季休業日(第7条第1項第2号に掲げる日を除く。以下「夏季休業日」という。)に、児童会に入会を希望する対象児童の保護者(第16条第1項の規定により入会を希望したものを除く。)は、留守家庭児童会夏季入会申請書及び就労・医師証明書等を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは入会の可否を決定し、留守家庭児童会入会決定通知書又は留守家庭児童会入会不承認通知書を保護者に交付するものとする。

(夏季休業日等の早朝利用)

第22条 第7条第2項の規定にかかわらず、夏季休業日等における保護者の就労時間、通勤時間その他の事情を考慮して、教育委員会が必要と認めたときは、午前8時から利用することができる。

2 前項の規定に基づき、夏季休業日等における早朝利用を希望する入会児童の保護者は、留守家庭児童会早朝利用申請書を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるものについて留守家庭児童会早朝利用決定通知書を当該入会児童の保護者に交付するものとする。

(入会児童の迎え時刻の届出)

第23条 保護者は、入会児童を迎えに行くことを原則とし、その時刻を指導員に届けておくものとする。

(協力金等)

第24条 保護者は、入会児童1人当たり別表第2に定める協力金を負担するものとする。

2 保護者は、前項の協力金のほか、入会児童の間食に係る費用を負担するものとする。

3 特別の行事を実施するために必要な経費については、実費を徴収するものとする。

(備え付け帳簿)

第25条 児童会は、事業の合理的な運営に資するため、次の各号に掲げる諸帳簿を備えておかなければならない。

(1) 児童台帳

(2) 育成日誌

(3) 経理関係諸帳簿

(4) 設備台帳

(5) 出席簿

(6) 出勤簿

(補則)

第26条 この要綱に定めるもののほか、事業運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する

(利用定員の経過措置)

- 2 向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第6号)附則第2項に規定する放課後児童健全育成事業所については、当分の間、第10条の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、令和2年6月4日から施行する

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年6月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の向日市留守家庭児童会育成事業運営要綱第4条の規定は、令和6年5月1日以降の事業から適用し、同日前に改正前の向日市留守家庭児童会育成事業運営要綱の規定により入会している児童については、退会するまでの間は、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

設 置 場 所	児 童 会 名
向日市立向陽小学校	向日市第1留守家庭児童会
向日市立第2向陽小学校	向日市第2留守家庭児童会
向日市立第3向陽小学校	向日市第3留守家庭児童会
向日市立第4向陽小学校	向日市第4留守家庭児童会
向日市立第5向陽小学校	向日市第5留守家庭児童会
向日市立第6向陽小学校	向日市第6留守家庭児童会

別表第2(第24条関係)

階 層	算 定 の 基 準	基本協力金 (月額)	延長利用に 係る協力金	夏季休業日 のみ入会す る児童の協 力金	夏季休業日 等の早朝利 用に係る協 力金
A	生活保護・生活支援給付・準要保護世帯・市町村民税 非課税世帯・市町村民税均等割のみの世帯	0 円	0 円	0 円	0 円
B	市町村民税の所得割額が 7,000 円未満の世帯	2,700 円	都度利用 200 円 ただし、1 月 当たりの上 限額を 3,000 円とする。	3,700 円	都度利用 100 円
C	市町村民税の所得割額が 7,000 円以上 55,000 円未 満の世帯	4,300 円		5,800 円	
D	市町村民税の所得割額が 55,000 円以上 129,000 円 未満の世帯	5,900 円		7,900 円	
E	市町村民税の所得割額が 129,000 円以上 177,000 円 未満の世帯	7,000 円		9,300 円	
F	市町村民税の所得割額が 177,000 円以上の世帯	8,000 円		10,000 円	

備考

- 1 同一世帯に属する児童が2人以上入会している場合のそれぞれの児童の基本協力金の額は、2人目については上の表に定める基本協力金の額から1,000円を減額した額とし、3人目以降については0円とする。
- 2 算定の基準にある市町村民税の所得割額は、入会年度の前年度分の市町村民税額に応じて算定するものとし、同一世帯に属する者全員の市町村民税の所得割額の合計とする。また、16歳未満のものを扶養している場合は一人につき33万円を、16歳以上19歳未満のものを扶養している場合は一人につき12

万円を所得控除額に加算して算出することとする。

- 3 市町村民税の所得割額の算出については、向日市に住所を有する者に適用される税率を用いる。また、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7から第314条の9まで、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は、適用しない。